



高年齢者の労働災害防止のための指針について（報告）

第182回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部 安全課・労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会

趣旨・目的

令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法第62条の2（令和8年4月1日施行予定）により、高年齢労働者の特性に配慮した必要な措置を講ずることが事業者による努力義務とされ、事業者が講すべき措置に関し、厚生労働大臣がその適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表することとされた。このため、高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策等、今後の高年齢労働者の労働災害防止対策について検討を行った。

労働安全衛生法（抄）（令和7年改正後。令和8年4月1日施行）

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

参集者

◎は座長、五十音順、敬称略

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長・未来ビジョン研究センター 教授
石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
漆原 肇	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局 局長（第3回より）
◎ 榎原 毅	産業医科大学 産業生態科学研究所 人間工学研究室 教授
甲斐 裕子	（公財）明治安田厚生事業団 体力医学研究所 副所長
坂下 多身	（一社）日本経済団体連合会 労働法制本部 統括主幹
島田 行恭	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 研究推進・国際センター長
松尾 知明	（独）労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 人間工学研究グループ 上席研究員
松岡 かおり	（公社）日本医師会 常任理事
松田 晋哉	福岡国際医療福祉大学看護学部看護学科 教授
松田 文子	（公財）大原記念労働科学研究所 特別研究員
松葉 斎	松葉労働衛生コンサルタント事務所 代表
山脇 義光	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 労働法制局長（第2回まで）

検討事項

- (1) 高年齢労働者の労働災害の分析及びその低減のため必要な方策について
- (2) 事業者が講すべき高年齢労働者の労働災害防止措置のあり方について
- (3) その他

開催状況

- 第1回：令和7年9月8日
・高年齢労働者をめぐる現状
・指針の策定方針について
- 第2回：令和7年9月29日
・高年齢者の労働災害に関する文献レビュー
- 第3回：令和7年11月5日
・指針案の検討①
- 第4回：令和7年12月8日
・指針案の検討②
・報告書案の検討

指針策定の方針（案）

第1回高年齢労働者の労働災害防止対策
に関する検討会 資料

注1：方針（案）は第1回検討会において議論され了承された。

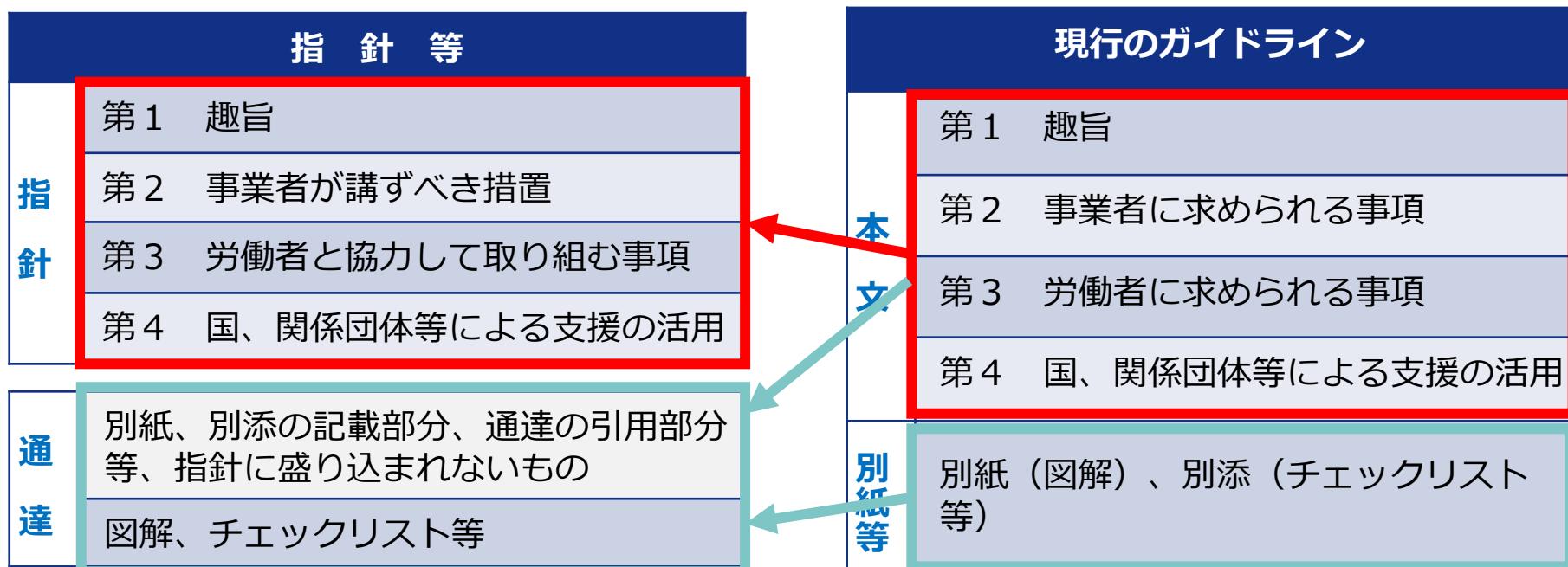
- 法的根拠のない現行のガイドラインについて、法律に基づく指針に格上げし、現行のガイドラインを廃止する。

注2：高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）

- 指針は現行のガイドラインの項目や内容を基本とし、別紙や別添、通達の引用部分、他の指針の内容を記載した部分等は、通達等により示す。

※ THP指針等他の指針で示されている事項はその引用に留める。

- 対策の例や考慮事項等を示した部分は、必要に応じて趣旨の明確化等を行う。



高年齢者の労働災害防止のための指針について

1. 制定の趣旨

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第2条による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第62条の2第2項の規定に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めるべき措置に関する指針を定めるもの。

2. 根拠法令

改正法第2条による改正後の法第62条の2第2項

3. 概要

別紙概要のとおり指針を制定する。なお、現行のガイドラインの廃止に伴い、当該ガイドラインを引用する関係指針について所要の改正を行う。

4. 適用期日等

(1) 公示日：令和8年2月（予定） (2) 適用期日：令和8年4月1日

高年齢者の労働災害防止のための指針（案）概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関するもの。

第2 事業者が講すべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の中から参考に優先順位の高いものから取組事項を決める。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・労働安全衛生法で定める雇用時及び定期の健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講すべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

(参考) 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号) の概要

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高年齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

- 既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、
- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
 - ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による条文の新設及び附帯決議

（高年齢者の労働災害防止のための措置）

第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

衆議院厚生労働委員会（令和7年5月7日）

二十六 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

二十七 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。

参議院厚生労働委員会（令和7年4月10日）

十二 高年齢労働者の労働災害防止を図ることに鑑み、新たに公表する指針の周知に努めるとともに、高年齢労働者の特性や作業内容に応じた研修や講師の育成等を含めた事業者の取組を支援すること。

十三 身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因する労働災害のリスク評価の方法や身体機能の保持・増進、作業環境の改善、適切な作業管理等に係る具体策について、調査・検討を行うこと。また、本法の施行の状況を見つつ、高年齢労働者の労働災害防止対策の在り方について検討すること。